大学コンソーシアムやまがた幹事会各委員殿

大学コンソーシアムやまがた 幹事会委員長 小山清人

大学コンソーシアムやまがた臨時幹事会(持ち回り)の結果等について(報告)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、12月8日付け文書によりお諮りしました 「県内高等教育機関就職支援補助員配置事業」については各機関から特段のご意見がありませんでしたので、原案どおりご承認いただいたものとして取り扱わせていただきます。ご協力いただきありがとうございました。

なお、本件については委託者である山形県と別添「01 高等教育機関就職支援補助員事業委託契約書(案)」を 12 月 20 日付けで取り交わし、同日から県内8つのハローワークに別添「02 大学コンソーシアムやまがた就職支援補助員について」により公募をかけ、年内の書類及び面接選考を経て新年早々にも採用・配置先を決定したいと考えております。

ついては、上記資料をご確認の上、配置を希望する場合は別添「03 就職支援補助員の配置について(回答)」12月22日(水)正午まで下記担当までご連絡願います。

配置先の決定は、応募者の動向を見極めつつ各機関と連絡・調整を図りながら決定させていただきますので引き続きご協力いただきますようお願いします。

一担当-大学コンソーシアムやまがた事務局 樋口、西田

TEL: 023-628-4842

e-mail: unicon@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

高等教育機関就職支援補助員配置事業委託契約書

委託者 山形県知事 吉村 美栄子(以下「甲」という。)と受託者 大学コン ソーシアムやまがた 会長 結城 章夫(以下「乙」という。)とは、高等教育機 関就職支援補助員配置事業に関し、次の条項により契約を締結する。

(委託事項)

第1条 甲は、別添「高等教育機関就職支援補助員配置事業実施要領」による事業(以下「委託事業」という。)の実施を乙に委託する。

(委託料)

第2条 甲は、委託料として、金 円を乙に支払うものとする。

2 前項の金額のうち、新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合を2分 の1以上とする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、平成22年12月 日から平成23年3月31日まで とする。

(委託事業の遂行)

- 第4条 乙は、別添の「高等教育機関就職支援補助員配置事業実施要領」及 び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託事業を誠実に遂行しなけ ればならない。
- 2 契約保証金は、免除する。

(新規雇用の失業者)

第5条 新規に雇用する予定の労働者の雇用期間は4ヵ月未満とし、雇用契約 の更新はできないものとする。

(募集)

第6条 乙が労働者を新規に雇用する際の募集方法は、公共職業安定所への求 人申込みを原則とし、これにより難い場合でも、募集の公開を図るものとす る。

(失業者であることの確認)

第7条 乙は、労働者を新規に雇用するときは、当該労働者が失業者であることを確認しなければならない。

(再委託の制限)

第8条 乙は、甲の承諾を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(実績報告)

- 第9条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに委託事業の実績報告書(様式第1号)を作成し、甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく検査しなければならない。

- 3 甲は、委託契約額の精算に伴い、概算払により乙に交付した委託料に残額が生じたとき又は乙に委託業務により発生した収入があるときは、乙はこれを甲に返還しなければならない。
- 4 前項により精算した実績額が第2条の委託料の額を下回る場合には、その 実績額を委託契約額とする。

(委託料の請求及び支払い)

- 第 10 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対し請求書を 提出するものとする。
- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、概算払を甲に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、 第2項の請求を受けたときは、その日から起算して15日以内に請求代金を 乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第 11 条 乙は、委託業務の遂行上直接又は間接的に知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 12 条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、 別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(調査及び報告)

第 13 条 甲は委託事業の実施状況について、いつでも必要な調査を行ない、 又は報告を求めることができる。

(損害賠償)

- 第 14 条 乙は委託業務の処理に関し、故意又は過失により、甲に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定による賠償額は甲、乙協議より定めるものとする。

(契約の解除等)

- 第 15 条 甲は、次のいずれかに該当するときは、催告をせずにこの契約を解除することができる。
 - (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙が、委託事業を適正に遂行することが困難であると甲が認めたとき。
 - (3) 乙の行為が、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の目的に明らかに違反していると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲は、既に支払った委託料の全部または一部の返還を乙に請求することができる。
- 3 前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、その損失 の補償を甲に請求することができない。
- 4 契約保証金を免除されている場合には、解除違約金として契約金額の 100 分の10に相当する金額を納付しなければならない。

(事故発生の通知)

第 16 条 乙は、委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに甲に対し 通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告しなければな らない。

(関係書類の備付)

第 17 条 乙は、この委託業務にかかる収支の内容を証する書類、新規雇用の 労働者の状況に関する書類及び帳簿を備え付け、委託業務の完了する日の属 する年度の末日から5年間保管しなければならない。

(契約書の解釈等)

第 18 条 この契約に関し、条文の解釈に疑義が生じた時、または各条文に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の証として、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年12月 日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉 村 美 栄 子

□ 山形市小白川町一丁目4番12号大学コンソーシアムやまがた会長 結城 章夫

平成 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

受託者 大学コンソーシアムやまがた会 長 結 城 章 夫 ⑩

平成22年度山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業業務委託実績報告書 このことについて、委託契約書第9条第1項の規定により下記のとおり報告 します。

記

- 1 委託業務名 高等教育機関就職支援補助員配置事業
- 2 委託期間 平成22年12月 日から平成23年3月31日まで
- 3 契約委託料金円(うち消費税円)うち 人件費円

うち新規雇用の失業者人件費 円

- 4 委託業務に従事した全労働者数 人
- 5 新規に雇用した労働者数 人
- 6 委託業務の実施状況

7 新規に雇用した労働者について

| 番号 | 失業者 | | 雇月 | 月期間 | | 更新 | 募集方法 |
|----|-----|----|----|-----|-----|----|------|
| | | 平成 | 年 | 月 | 日から | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日から | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日から | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日から | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日から | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日から | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日から | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日から | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日から | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日から | | |
| | | 平成 | 年 | 月 | 日まで | | |

(記載上の注意)

- ・新規に雇用した労働者全員について記入すること。
- ・失業者欄:新規に雇用した労働者が失業者である場合=「○」、失業者以外 =「×」
- ・更新欄:雇用期間を更新した場合=「○」、更新なし=無記入
 - ・募集方法欄:新規に労働者を採用した際の募集方法を具体的に記入すること。

| 配置先機関における業務概 | 我要 |
|--------------|----|
| 1 | - |
| | |
| 2 | |
| | |
| <u>3</u> | |
| | |
| 4 | |
| 4 | |
| | |
| <u>5</u> | |
| | |
| | |
| | |
| | |

9 収支決算

①委託契約に係る収支

| | 区 分 | 経費の内訳 | 金 額(円) |
|-------|--------------------------|-------|--------|
| 収部 入の | 概算払による委託料 の額(既受領額)(A) | | |
| | 人 件 費 | | |
| 支出の部 | 小計 人件費以外 | | |
| | 小計 消 費 税 | | |
| | 合 計 (B) | | |
| 要是 | 返還額(A-B) ※注1 | | |

※注1: 概算払いにより交付した委託料に残額が生じたときは、これを返還しなければならない ((A-B)が 0以下となるときは 0)。

②委託事業によって生じた収入等

| 9 x 11 7 (1 0 1 1 N) 4 | | | | |
|--------------------------|--------------|-------|--------|--|
| | 区 分 | 経費の内訳 | 金 額(円) | |
| 収入の部 | 事業収入 | | | |
| ЧЧ | 合 計 (C) | | | |
| | 追加経費 | | | |
| 支 | (委託事業に関連して、委 | | | |
| 出の部 | 託料以外に負担した経費) | | | |
| | 合 計 (D) | | | |
| 要是 | 返還額(C-D) ※注2 | | | |

※注2:事業収入が追加経費を上回る場合には、その上回った額を県に返還しなければならない((C-D)が0以下となるときは0)。

高等教育機関就職支援補助員配置事業 実施要領

1 目 的

山形県内の大学、短期大学等の就職未内定者の就職活動への支援として、就職指導に関する業務を支援補助する人員(以下「支援補助員」という。)を配置し、求人情報等の整理や希望に応じた求人情報の洗い出しなどの業務を支援するなど、就職指導担当者の事務負担軽減を図ることで、担当者の企業訪問等の時間を増やすことや、さらには、補助員自ら新規就職先企業の開拓を行うことにより、1人でも多くの就職内定を得られるよう、次のような支援補助活動を行う。

2 事業内容

配置先機関の就職指導関係業務の支援

- ・求人情報の整理
- ・就職希望に応じた求人情報の洗い出し
- ・就職相談に対する事務補助
- ・行政機関等からの就職状況に関する照会に対する資料作成
- ・企業等への文書発送
- ・ 進路情報の整理
- ・ハローワークがインターネットで提供する求人情報の収集
- ・ハローワーク等での求人情報の収集
- ・採用企業等への礼状作成発送
- ・就職先一覧表の作成
- ・企業受験報告書の整理
- 新規就職先企業の開拓
- ・その他進路指導関係業務に係る事項

3 配置先等

支援補助員の配置先については大学コンソーシアムやまがたの各加盟機関とし、総配置人員数は5名を限度とする。

なお、配置先の決定については、各加盟機関の意向を確認の上、配置するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され 得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっ ては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければ ならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、 本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲 の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損 の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外に利用し、 又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 乙はこの契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、山形県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第 10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又生じるおそれがあることを知ったときは、 速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

大学コンソーシアムやまがた事務補佐員の公募(案)

1. 募集人員 5名

2. 職種 事務補佐員

3. 職務内容 高等教育就職支援補助

4. 勤務箇所 大学コンソーシアムやまがた加盟機関

5. 雇用期間 平成23年1月11日から平成23年3月31日まで

6. 勤務形態 週5日勤務(月~金)

1日8時間 8:30~17:15 (休憩45分)

7. 休 日 土曜日、日曜日、国民の祝日

8.休 暇 「大学コンソーシアムやまがた事務局員の服務及び給与等に関する 規程」による。

9. 給 与 「大学コンソーシアムやまがた事務局員の服務及び給与等に関する 規程」により経歴等を考慮し個別に決定する 基本賃金 807円~1,009円 / 1時間

10. 諸手当 通勤手当 有

11. 社会保険等 (1) 社会保険の加入状況(健康保険、厚生年金保険) 有

(2) 雇用保険の適用 有

(3) 労働災害による補償 有

12. 応募資格 (1) パソコン (ワード、エクセルで文書、表の作成) のできる者

(2) 普通自動車免許及び普通自動車保有

13. 提出書類 (1) 履歴書(写真貼付,高等学校卒業以降の学歴,職歴)

(2) 自己アピール (様式自由)

14. 応募期限 平成22年12月24日(金)正午必着

15. 書類提出先 〒990-8560 山形県山形市小白川町一丁目 4-12

大学コンソーシアムやまがた事務局長 樋口 浩朗 宛 封筒の表に「事務補佐員応募書類在中」と朱書きし、簡易書留で郵 送してください。

原則として,提出書類は返却しません。なお,提出書類の個人情報については,選考以外の目的には使用しません。

16. 選考方法 書類による一次選考を行います。その後、選出された方に対して面接による二次選考を行います(12月27日予定)。採否の結果については、決定次第応募者に通知します。面接の際の旅費等負担は、本人の負担となります。

17. 問合せ先 大学コンソーシアムやまがた事務局長 樋口 浩朗 (山形大学大学連携推進室内)

TEL: 023-628-4804, 4842 FAX: 023-628-4078 E-mail:unicon@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

大学コンソーシアムやまがた就職支援補助員の配置について

大学コンソーシアムやまがた事務局

就職支援補助員の配置については、「高等教育機関就職支援補助員配置事業委託契約書」 及び「大学コンソーシアムやまがた事務補佐員の公募」によるほか、配置を希望する各機 関からは以下のことについてご協力、準備いただく必要があります。

- 面接試験への立ち会い(12月27日(月) 13:00~山形大学事務局会議室(予定))
 - →試験は幹事会委員長ほかにより行う。
- 配置した機関とコンソーシアム事務局間の請負契約(または確認書)の締結
 - →あくまでもコンソーシアム事務局雇いのため、雇用者への指示等は事務局が行う
 - →補助員用の什器類の準備(机、イス等)
 - →補助員の県内企業等への移動は自家用車(各機関の公用車は使用不可)
 - →旅費、パソコンのリース費用、事業用消耗品等の経費は事業費より負担。(各機関における金銭面での負担は無し)

就職支援補助員の配置について (回答)

| +//K 日日 /7 | | |
|-------------|--|--|
| 機関名 | | |
| 1/X/17/17/1 | | |
| | | |

上記のことを了承し、就職支援補助員の配置を希望します。

| 配置希望部署等名 | |
|------------|--|
| 連絡担当者役職·氏名 | |

回答先:大学コンソーシアムやまがた事務局 樋口・西田

Mail: unicon@jm.kj.yamagata-u.ac.jp Fax: 023-628-4820

期 限: 平成22年12月22日(水)正午

大学コンソーシアムやまがた 幹事会各委員 殿

大学コンソーシアムやまがた 幹事会委員長 小 山 清 人

大学コンソーシアムやまがた臨時幹事会の開催 (持ち回り) について (通知)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、「県内高等教育機関就職支援補助員配置事業」について山形県学事文書課から別紙 の通り提案がありましたのでご審議願います。

なお、本来であれば臨時幹事会を開催してご審議いただくべきところですが、今回は本 文書による持ち回り臨時幹事会とさせていただきますのでご了承願います。

本件についてご意見等がございましたら、12月15日(水)までに下記担当あてお知らせ願います。

また、ご意見等がない場合にはご了承いただいたものとして取り扱わせていただきますのでご承知おき願います。

記

審議事案 県内高等教育機関就職支援補助員配置事業について

—担当-

大学コンソーシアムやまがた事務局 山形大学大学連携推進室 樋口浩朗

TEL: 023-628-4804

e-mail: unicon@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

県内高等教育機関就職支援補助員配置事業について

山形県内大学等の就職活動への支援として、就職指導に関する業務を補助する人員を配置する事業。

県内外の企業訪問等を行い採用の働きかけを行うことにより、一人でも多くの学生が就職内定を得られるように取組む。

1 業務内容(案)

- ・県内外の企業訪問等による採用の働きかけ
- ・その他、就職相談に係る補助業務
- ・就業日数は週5日(休日:土日祝)
- •一日8時間勤務

2 配置人員

5名

3 雇用期間

3ヶ月(平成23年1~3月)

4 事業実施方法

大学コンソーシアムやまがたへの委託を予定

- →補助員の採用については、ハローワークへ公募
- →採用決定
- →配置先決定

5 経費内訳

- 人件費(共済費等含む)
- 企業訪問旅費
- 事務費 (PC リース等)

6 その他

同じスキームで、さらにH23年度(通年)で取組みたい。